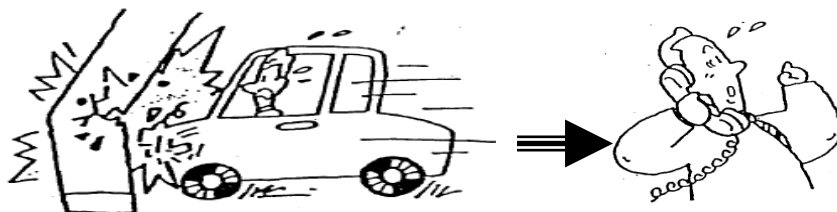


Ⅱ 自損事故を起こしてしまったとき

①自損事故でけがをしてしまった

②すみやかに健保組合に電話連絡する



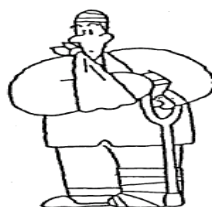
③次の書類を健保組合へ(書式添付)

『交通事故による負傷原因届』

『事故証明書』

+

『念書(本人と各事業所)』



自損事故のときも健保組合に届け出をしていただく必要があります。交通事故による傷害か否かは、2～3ヶ月後に届く病院から健保組合への請求書(診療報明細書)により判明します。下記の給付制限事項に該当するにもかかわらず、届け出をせずに保険給付(医療費や附加給付等)を受けた場合、その返還を請求します。

* 給付制限について(健康保険法 116・117 条)

次の場合、保険給付が全部又は一部不支給となります。

1. 故意の犯罪行為(ex.飲酒運転による無謀運転等)… 全部不支給
2. 著しき不行為(ex.無免許運転、飲酒運転)… 全部または一部不支給
3. 業務上の事故(ex.通勤途上や工作中的の事故)… 全部不支給(労災保険適用)